

## 熊本県公立大学法人評価委員会公開等要領（案）

## 第 1 目的

この要領は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号。以下「条例」という。）及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成 10 年 12 月 11 日熊本県知事決定。以下「指針」という）に基づき、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「会議」という。）の公開及び傍聴について必要な事項を定める。

## 第 2 会議の公開

- 1 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
  - (1) 条例第 7 条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。
- 2 前項ただし書に基づく公開しない旨の決定は、会議中において決定する。
- 3 会議を公開しない旨の決定は、委員及び事務局の意見を聴取のうえ、委員長がこれを決する。

## 第 3 公開の方法

- 1 会議を公開するときは、県民の傍聴のために、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 3 会議の終了後において会議資料及び議事録等を閲覧に供するよう努めるものとする。

## 第 4 会議開催の周知

会議の開催日の 1 週間前までに、次の事項を熊本県公報に登載するとともに、報道機関へその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

開催日時  
場所  
議題  
傍聴者の定員  
傍聴手続  
問い合わせ先  
その他必要な事項

## 第 5 傍聴

傍聴に関する手続き及び留意事項等については、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 30 日から施行する。